

運営形態に関する制度比較

基本的視点	要素	地方公営企業法財務適用	地方公営企業法全部適用	地方独立行政法人	P F I方式	指定管理者方式	独立行政法人国立病院機構(公務員型)
a . 組織目標の明確化	政策医療に関する目標の設定	目標設定の制限なし	同 左	設立団体の長が中期目標を定める(3年以上5年以内)。	行政と民間の契約	行政と指定管理者との契約	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する中期目標を設定
	政策医療に対する税の投入	地企法及び国の繰出基準に基づき負担金を繰り入れ	同 左	原則、独立採算制ただし ・設立団体から借入を行う事ができる ・設立団体からの交付金は認められる。	運営の委託料や運営負担金(契約に定める)	すべての利用料金を指定管理者に(利用料金制) 委託料・負担金を指定管理者に(代行制) との混合型	業務の財源に充てるために必要な金額を交付(運営費交付金等)
	経営に関する目標の設定	目標設定の制度なし	同 左	法人は中期目標に基づき、中期計画を作成する。また、毎年この中期計画達成のために、年度計画を作成する。	基本方針(内閣が決定)及び実地方針(当該管理者が決定)に設定	指定の手続き、管理基準の条例化 指定には議会の議決が必要	業務運営の効率化、財務内容の改善に関する中期目標を設定
b . 説明責任の確保	評価制度	法定の評価制度なし	同 左	評価委員会による事後評価	法定の評価制度なし	法定の評価制度なし	法定の評価委員会による事後評価 中期目標期間終了時は抜本的な検討及び見直しを実施
	公表制度	予算・決算は、地方公共団体の長がその要領を公表	管理者は、業務の状況を説明する書類を地方公共団体の長に提出し、長がこれを公表	中期目標・中期計画、業務の実績、財務状況、評価結果、給与の支給基準等を公表	基本方針・実地内容など	指定管理者は毎年度、事業報告書を提出	中期計画、業務の実績、財務状況、評価結果等を公表
	情報公開制度	情報公開条例 監査委員の監査	同 左	情報公開条例 地方独立行政法人法に規定 監査委員の監査	情報公開条例 監査委員の監査	情報公開条例 監査委員の監査	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
c . 自己責任原則の徹底	運営責任者	地方公共団体の長 事業に係る運営責任は不明確	管理者 (知事の補助機関) 管理者は、その業務に関して地方公共団体を代表	法人の長	民間事業者	指定管理者	法人の長(理事長) 法人の長は、法人を代表し、その業務を総理
	予 算	予算の細目について事前査定を受ける予算、決算等に議会の関与を受ける	管理者が予算の原案作成権を持つが、予算の調査は長の権限予算、決算等は議会の関与を受ける	法人内の判断で可能(中期計画に基づく)	-		中期計画に定めた範囲内で弾力的に予算執行 運営費交付金は使途の特定がない
	内部組織	診療科の設置などの組織変更については事前査定を受ける	診療科の設置などの組織変更については管理者が決定	法人内の判断で可能(中期計画に基づく)	-		診療科の設置など組織の変更は法人が決定
	定数管理	条例による定数管理 事前査定を受ける	条例による定数管理	法人内の判断で可能(中期計画に基づく)	-		中期計画の人員費の範囲内で法人が決定
	職員の任用	地方公共団体の長が任用(事務職等は定期的に異動)	管理者が任用	理事長が行う	-		法人の長が任用
	身分保障・服務	地方公務員法による身分保障	同 左	特定地方独立行政法人	非公務員	非公務員	国家公務員法による身分保障

		<p>営利企業等従事制限、職務専念義務等の服務に関する規定を適用</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員 ・ 役員の守秘義務 ・ 役員の政治活動禁止 ・ 役員の兼業禁止 <p>職員は、地方公営企業法が適用</p> <p>一般地方独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公務員 ・ 役員の兼業（営利事業）禁止 ・ 刑法等ではみなし公務員 <p>役員及び職員の守秘義務禁止</p>			<p>参考【非公務員型の場合】 公務員法による身分保障の対象外で、免職等は就業規則により定める 就業規則の定めにより兼業許可等が可能</p>
給与制度	給与の額・支給方法は条例で規定 地方公共団体と同一の給与制度	条例で給与の種類と基準を定め、給与の額・支給方法等の細目は管理者が決定	<p>特定地方独立行政法人（役員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業績が考慮 ・ 支給基準は事前に設立団体長に届け出 <p>（職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務と責任に応じて ・ 支給基準は事前に設立団体長に届け出 * 支給基準は、同種の業を行う国または地方公共団体、民間事業を総合的に考慮 * 業務実績、中期計画を考慮 <p>一般地方独立行政法人（役員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地方独立行政法人と同一 <p>（職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務成績を考慮 ・ 支給基準は事前に設立団体長に届け出 * 支給基準は、業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したもの 	制限なし	制限ない	<p>国家公務員の給与、民間給与、業務の実績等を考慮して法人が決定</p> <p>参考【非公務員型の場合】 業務の実績及び社会一般の情勢に適合するように法人が決定</p>	